

手賀さんち認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この認定制度は、手賀沼・手賀川活用推進協議会会長（以下「会長」という。）が地元農林水産物を食材として使用した加工品及び地産地消メニュー（以下「加工品等」という。）を「手賀さんち」として認定することにより、手賀沼・手賀川周辺地域（以下「本地域」という。）のブランド力の向上や賑わいづくり、更なる交流人口・関係人口の創出による地域活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地元農林水産物」とは、柏市、我孫子市又は印西市のいずれかで生産された農林水産物をいう。
- (2) 「申請者」とは、第5条の規定による認定を受けようとする者をいう。
- (3) 「認定事業者」とは、第5条の認定を受けた加工品等に係る申請者をいう。

(認定対象)

第3条 認定の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地元農林水産物を食材として使用した加工品
- (2) 柏市、我孫子市又は印西市に所在する飲食店がその飲食店において調理・提供する地元農林水産物を使用したメニュー

(申請資格)

第4条 申請者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(認定基準)

第5条 会長は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）に適合すると認められる加工品等を「手賀さんち」として認定することができる。

- (1) 加工品等が第3条各号のいずれかに該当し、かつ、加工品等を特徴づける原材料が地元農林水産物であること。
- (2) 加工品等が、本地域が有する自然や歴史、文化、産業等の価値や魅力を、地元農林水産物を活用して消費者に伝えることをコンセプトとしたものであること。

- (3) 認定事業者が、自ら運営するウェブサイトや加工品等の販売・提供施設等で本地域や地元農林水産物の魅力・特徴を積極的にPRすること。
- (4) 認定事業者が、地元農林水産物を活用した加工品等の開発や協議会が行うプロモーション活動、協議会が作成するアンケート等に協力できること。
- (5) 加工品等について、安定的・継続的な販売・提供が見込めるものであること。

(認定申請の手続)

第6条 申請者は、会長へ、認定申請書（様式第1号の1及び2）及び誓約書（様式第2号）を提出するものとする。

(審査委員会)

第7条 会長は、第8条及び第13条第2項に規定する認定に関する事項を審査させるため、手賀さんち審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成、運営等については別に定める。

(審査)

第8条 会長は、第6条に規定する認定申請書の提出があったときは、第4条及び第5条に基づき委員会に認定の適否を審査させる。

2 委員会は、必要に応じて申請内容の聞き取り調査又は実地調査（以下「実地調査等」という。）を実施することができるものとする。

3 申請者は、前項に規定する実地調査等に協力するものとする。

(認定及び通知)

第9条 会長は、委員会の審査の結果を受けて、第5条の規定による認定をしたときは、申請者に認定証（様式第3号）を交付する。

2 会長は、委員会の審査の結果を受けて、第5条の規定による認定をしなかったときは、申請者に結果通知書（様式第4号）により通知する。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、認定内容に変更が生じたときは、申請事項変更届出書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(認定の辞退)

第11条 認定事業者は、認定辞退届出書（様式第6号）により認定の辞退を届け出ることができる。

(ロゴデザイン等の使用)

第12条 認定事業者は、認定した加工品等について認定制度のロゴデザイン、タグライン及びブランドステートメント（以下「ロゴデザイン等」という。）を使用することができる。

- 2 ロゴデザイン等の使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 会長が定めた形、色等の規格など別に定めるデザインマニュアルに沿って正しく使用すること。
 - (2) ロゴデザイン等について、認定事業者が商標登録出願を行うことはできない。

(認定の取消し)

第13条 会長は、加工品等又は認定事業者が次の各号いずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (2) 虚偽の申請により、認定を受けたとき。
 - (3) ロゴデザイン等の使用ルールを遵守していないと認められたとき。
 - (4) 認定事業者の倒産、破産等により、当該加工品等を生産できなくなったとき。
 - (5) 認定事業者として著しく適正を欠くと認められたとき。
- 2 会長は、前項の規定により認定の取消しを行うときは、あらかじめ委員会に審査させるものとする。
- 3 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第7号）により当該認定事業者に通知するものとする。
- 4 認定を取り消された認定事業者は、直ちにロゴデザイン等の使用を中止するとともに、認定証を会長に返還しなければならない。
- 5 第1項の規定により認定を取り消された認定事業者は、取消日から1年を経過しなければ、第6条の規定による申請をすることができない。
- 6 第1項の規定による認定の取消しによる損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

(事務局)

第14条 この認定に関する事務処理及び審査会の事務局は、千葉県東葛飾地域振興事務所企画課に置く。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。